

## MNP 事業キャッシュレス決済端末本体等の設置対象となる中小・小規模事業者等

キャッシュレス決済端末本体等の導入の対象となる中小・小規模事業者等とは、以下の①に規定する中小・小規模事業者及び②に規定する会社形態以外の事業者をいう。ただし、③及び⑤に規定する事業者には該当せず、④に規定する事業者には該当するものに限る。

### ① 中小・小規模事業者の定義

中小・小規模事業者の定義は、以下のとおり。資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに定める金額以下の会社又は常時使用する従業員の数がその業種ごとに定める数以下の会社及び個人事業主であって、その業種に属する事業を主たる事業として営む事業者。

#### 製造業その他

資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社  
又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主

#### 卸売業

資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社  
又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主

#### 小売業

資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社  
又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主

#### サービス業

資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社  
又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主

- ※1 旅館業は資本金5千万円以下又は従業員200人以下、  
ソフトウェア業・情報処理サービス業は資本金3億円以下又は従業員300人以下。
- ※2 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される事業者は除く。
- ※3 事業実施期間に限って、資本金の減資や従業員数の削減を行い、事業実施期間終了後に、再度、資本金の増資や従業員数の増員を行うなど、専ら本事業の対象事業者となることのみを目的として、資本金、従業員数、株式保有割合等を変更していると認められる場合は除く。

### ② 会社形態以外の事業者について

本事業において対象となる会社形態以外の事業者は、以下のとおり。

- 1 中小企業支援法第2条第1項第4号に規定される中小企業団体、特別の法律によって設立された組合又はその連合会。
- 2 一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人については、①の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下であり、①の※2又は※3に該当しないもの。
- 3 公益財団法人、公益社団法人については、①の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下であり、①の※3に該当しないもの。

### ③ 課税所得

① 及び ② に規定する中小・小規模事業者等であっても以下に該当する事業者は対象外。

- ・ 補助申請時点において、確定している(申告済みの)直近過去 3 年分の各年又は各事業年度の所得の金額の年平均額が 15 億円を超える事業者

※1 「所得」とは、法人事業者においては法人税法第 22 条 1 項に規定される「所得」又は法人税法第 81 条の 2 に規定される「連結所得」を示し、個人事業者においては所得税法第 27 条に規定される「事業所得」を示す。

※2 上記への該当の有無の確認のため、必要がある場合には、納税証明書の提出を求められる。

### ④ 対象となる中小・小規模事業者等

補助対象者は、下記のすべての要件を満たしており、顧客に対し商品や権利を販売し、サービスを提供している中小・小規模事業者等を、本事業におけるキャッシュレス決済端末本体等の設置の対象とすることができる。

1 日本国内で事業を営む中小・小規模事業者等、個人事業主。

※ 中小・小規模事業者等が法人の場合、日本国内に拠点を置き、日本国内で事業を営む者。

※ 個人事業主の場合、日本国内に居住し、日本国内で事業を営む者。

2 安定的な事業基盤を有していること。

3 開業届、納税証明書等の営業の実態を確認できる書面を補助対象者に対して提出できること。

4 経済産業省が所管する補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止措置を受けていないこと。

5 法令順守上の問題を抱えている者でないこと。

6 提出された申請や報告の情報が、事前告知を行わず、国又は補助金事務局から公表される場合(統計的な処理等をされて匿名性を確保しつつ公表される場合を含む。)があることに同意できること。

7 補助対象者を通じて、国又は補助金事務局から依頼があった場合、本事業の要件を満たしていることが証明できる証憑を補助金事務局に提出できること。

8 本事業に関する内容等について、国又は補助金事務局からの依頼により調査を実施する場合、必ず協力できること。

### ⑤ 対象外となる中小・小規模事業者等

① 及び ② に規定する中小・小規模事業者等であっても以下に該当する事業者は対象外。

1 国、法人税法別表第一に規定する公共法人

2 金融商品取引法に規定する金融商品取引業者

3 資金決済に関する法律第 2 条第 17 項に規定する銀行等(同項第 8 号から第 14 号までに掲げる者を除く。)、同条第 8 項に規定する仮想通貨交換業者、信用保証協会法に規定する信用保証協会、農業信用保証保険法に規定する農業信用基金協会、中小漁業融資保証法に規定する漁業信用基金協会、信託業法に規定する信託会社、保険業法に規定する保険会社

4 健康保険法、国民健康保険法、労災保険、自賠責保険の対象となる医療等の社会保険医療の給付等を行う保険医療機関(※1)及び保険薬局(※2)

5 介護保険法に基づく保険給付の対象となる居宅サービスや施設サービスを提供する介護サービス事業者(※3)

6 社会福祉法に規定する第一種社会福祉事業、第二種社会福祉事業及び更生保護事業法に規定する更生

保護事業を行う事業者(※4)

- 7 学校教育法に規定する学校、専修学校、修業年限が1年以上などの一定の要件(※5)を満たす各種学校
- 8 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「風俗営業」(※一部例外(※6)を除く)、「性風俗関連特殊営業」、「接客業務受託営業」を営んでいる事業者
- 9 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団等の反社会的勢力に係る事業者
- 10 宗教法人
- 11 関税法第42条に規定する保税蔵置場の許可を受けた保税売店
- 12 法人格のない任意団体
- 13 その他、本事業の目的・趣旨から適切でないと経済産業省及び補助金事務局が判断する者
  - ※1 保険適用外のいわゆる自由診療(保険医療機関以外の医療機関で行うものを含む。)についても対象外。
  - ※2 保険薬局について、OTC 医薬品や日用品等の消費税課税取引は対象。
  - ※3 介護保険法に基づく特定福祉用具販売事業所が行う特定福祉用具販売、工務店やリフォーム業者が行う居宅介護住宅改修は対象。
  - ※4 社会福祉事業のうち、生産活動として行うもの(レストラン営業や小売など)は対象。
  - ※5 ① 修業年限が1年以上であること、② 1年間の授業時間数が680時間以上であること、③ 教員数を含む施設等が同時に授業を受ける生徒数からみて十分であること、④ 年2回を超えない一定の時期に授業が開始され、その終期が明確に決められていること、⑤ 学年又は学期ごとにその成績の評価が行われ、成績考査に関する表簿などに記載されていること、⑥ 成績の評価に基づいて卒業証書又は修了証書が授与されていること。一般的に上記①～⑥の要件にあてはまらない学習塾、自動車学校、カルチャースクール等は消費税課税であるため対象。
  - ※6 ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号の営業許可及び旅館業法第3条第1項に規定する許可を受け旅館業を営む事業者、② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号の営業許可及び食品衛生法第52条第1項の許可を受け、生活衛生同業組合の組合員であり、料金の明示、明細の交付など会計処理を的確に行うことについて組合による指導を受けた旨の確認を得て飲食店を営む事業者は対象。